

岩手地区まちづくり協議会

第3回総会議案書



岩手地区まちづくり協議会

岩手まち協・第3回総会次第

日 時 平成26年4月20日10時～

場 所 岩手公民館

次 第

1. 開会のあいさつ

2. 会長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 資格審査

5. 議長選出

6. 議事

第1号議案 平成25年度事業報告

第2号議案 平成25年度決算・監査報告

第3号議案 平成26年度事業計画(案)

第4号議案 平成26年度予算(案)

第5号議案 その他

添付資料 まちづくり基本構想
岩手まち協規約

7. 議長降壇

8. 閉会のあいさつ

以上

第1号議案 平成25年度事業報告

平成25年度事業報告

平成25年度の活動は、4月21日に開かれた第2回総会において、まちづくり基本構想を確認すると共に、岩手地区まちづくり協議会が、公民館活動、青少年健全育成地区民会議の活動、ささえあい連絡会の活動の全てを集約して活動展開する事業計画と、垂井町からの交付金と連合自治会からの助成金を主体とする予算、そして新役員体制を確認して取り組みをスタートしました。

しかしながら、この1年間の活動は一言でいえば「困惑」の中、手探り状態で行事を消化する状態でした。

特に、公民館、青少年健全育成地区民会議、ささえあい連絡会の活動を全てまち協に集約することについては、全体の意思疎通が不十分であったことから、事務局に大きな負担を与えることになりました。

また、青少年育成協力推進員、体育推進員の皆さんにも、専門部との関係を明確に示すことが出来ず、大きな負担をかけることとなりました。

そうした中で、夏祭り、運動会、文化祭の三大行事、地域こども教室（菁莪塾）などを着実に進め、数年間開催していなかったスポーツ講座も行うことが出来ました。構成団体の皆さんや関係者の皆さんのご協力の賜物です。

一番大きな反省点は「岩手地区を象徴する事業」として計画した親子甲冑製作教室が受け入れて頂けなかったことです。関ヶ原町の事業をモデルとして、岩手地区の歴史を感じてもらうことを目的としましたが、計画立案側の一面的な考え方であったと反省するところです。

岩手地区の特性を考えた、まち協でしか行うことが出来ない事業とは何かを真剣に考え、新たな事業を提起しなければならないと考えています。

また、将来を見越した活動を展開するためには、地域住民の皆さんのニーズを把握する必要があり、様々な機会をとらえ、皆さんの意見を聞いていきたいと考えています。皆さんのさらなるご協力とご理解をお願いします。

この1年間の活動につきましては、次頁以降の一覧表により報告いたします。

25年度 岩手まちづくり協議会の主な事業(活動)報告

	役員・会議等	安心・安全部	健康福祉部	子ども育成部	芸術文化部
具体的事業	役員会 運営委員会 事業等	こども見守り活動 交通安全対策 自主防災隊の連携について、災害時の要支援者対応	一人暮らしの高齢者家庭訪問給食サービス(見守りネットワーク) 要支援者マップの作成 生き生きふれあいサロン 赤ちゃん育児相談	子ども教室(菁莪塾) 小学校留守家庭児童教室支援 ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援	夏祭り、芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座
4月	4日役員会 5日各団体代表者会 17日総会資料印刷 21日総会・役員会① 27日専門部合同会議 (安心安全、子ども、環境)	27日専門部合同会議 (安心安全、子ども、環境)	15日給食サービス	27日専門部合同会議 (安心安全、子ども、環境)	
5月	11日甲冑制作見学		15日健康福祉部会	18日菁莪塾① (星空観察)	24日芸術文化部
6月	7日役員会②	14日安心安全部会	5日給食サービス	15日菁莪塾② (ホタル観察)	
7月	7日文化財整備作業 7日運営委員会①		17日健康福祉部会 24日生き生きふれあいサロン (下町)	21日ラジオ体操大会 ハイパス明神湖清掃 27日菁莪塾③ (自然観察)	
8月	1日役員会③ 14日夏祭り 18日運営委員会②	子ども見守り活動		3日菁莪塾④ (アユつかみ)	14日夏祭り 21日歴史と文化を語る会 28日芸術文化部会
9月	1日史跡探訪 13日役員会④ 28日町民運動会	子ども見守り活動	11日生き生きふれあいサロン (公民館) 19日給食サービス		9日まちかどボランティア勉強会
10月	11日運営委員会③	子ども見守り活動	16日生き生きふれあいサロン (伊吹 中止) 17日給食サービス	3日子ども育成部会 12日菁莪塾⑤ (料理教室)	18日芸術文化部会
11月	9日芸術文化祭準備 10日芸術文化祭	子ども見守り活動	13日生き生きふれあいサロン (大石) 11日給食サービス	23日菁莪塾⑥ (工芸教室)	10日芸術文化祭 13日歴史勉強会
12月	11日役員会⑤ 15日運営委員会④	子ども見守り活動	20日給食サービス	14日菁莪塾⑦ (しめ縄づくり)	
1月		子ども見守り活動	22日給食サービス	8日子ども育成部会 18日菁莪塾⑧ (そば打ち教室)	22日歴史勉強会
2月	1日地区民大会準備 2日地区民大会 9日拡大役員会 24日役員会⑥	子ども見守り活動	10日給食サービス	1日地区民大会準備 2日地区民大会 2日子ども育成部会	9日そば打ち教室
3月	2日運営委員会⑤	子ども見守り活動	3日給食サービス 5日生き生きふれあいサロン (幼稚園)		19日園芸教室
			健康講座月1回 (健康福祉課)		

	体育部	体推	環境整備部	青推	その他
具体的事業	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーション行事の企画運営		農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業 中学生の地域貢献活動支援 青少年の健全育成に関わること		甲冑制作(中止)
4月		6日体推役員会 26日体推①	27日専門部合同会議 (安心安全、子ども、環境)	7日青推①	28日菩提山下見整備 (愛護会)
5月			12日あじさい道路整備	12日青推② 18日あじさい道路整備 18日菁莪塾① 25日地区長会、花植え	4日半兵衛を知ろう 13日一人暮らしの集い (民生委員) 16日高齢者交通安全大学校 19日菩提山登山整備
6月	9日ウォーキング大会	9日ウォーキング大会		15日青推③あじさい道路整備 15日菁莪塾②	2日半兵衛公法要 24日ささえあい連絡会総会
7月	26日体育部会	13日体推②	7日文化財整備事業① 21日ラジオ体操大会後のハイパス明神湖清掃	7日あじさい道路整備 14日青推④ ラジオ体操大会・看板作り	
8月	9日体育部会		4日環境美化デー 18日文化財整備事業②	3日菁莪塾④ 14日青推夏祭り	4日環境美化デー
9月	28日町民運動会	21日体推打合せ 27日体推打合せ 28日運動会		15日あじさい道路整備	1日史跡探訪
10月	6日グランドゴルフ教室① 13日グランドゴルフ教室② 20日秋のスポーツ大会	5日体推③ 20日秋のスポーツ大会		27日あじさい道路整備	
11月	24日ショートテニス教室①			23日あじさい道路整備 花苗植え	8日菩提山登山路整備 17日菩提山城跡 ウォーキング大会
12月	1日ショートテニス教室②	8日町一周駅伝			
1月				12日青推⑤	
2月		15日体推④		1日地区民大会準備 2日地区民大会	
3月					

第2号議案 平成25年度決算・監査報告

平成25年度 岩手まちづくり協議会会計 決算報告

自:平成25年4月 1日

至:平成26年3月31日

1 収入の部

項目	予算額	決算額	摘要
前年度より繰り越し	3,343	3,343	
垂井町交付金	1,700,000	1,700,000	
助成金	340,000	340,000	
繰入金	209,158	209,158	
雑収入	100	49,047	貯金利子・祝儀・参加費等
計	2,252,601	2,301,548	

2 支出の部

項目	予算額	決算額	摘要
人件費	500,000	500,000	68,606円返納
事業費	940,000	740,175	
保険料	160,000	144,050	
事務局費	250,000	399,145	
会議費	100,000	87,555	
印刷製本費	85,000	22,260	
予備費	217,601	0	
計	2,252,601	1,893,185	

3 残高の部

$$\begin{array}{rcl} & \text{(収入)} & \text{(支出)} & \text{(残高)} \\ 2,301,548 & - & 1,893,185 & = 408,363 \end{array}$$

上記の通り報告します。

平成26年3月31日

会計

中川 泰一

高木 茂彦

平成25年度 岩手まち協特別会計 決算報告

1 収入の部

項 目	金 額
前年度より繰り越し	1,496,818
販売代金	187,700
ラミネート使用	160
利息	169
計	1,684,847

2 支出の部

項 目	金 額
半兵衛グッズ購入(シール・ストラップ・バッジ)	84,525
半兵衛くんストラップ 顕彰会	3,000
プロジェクター	117,180
スキャナー設定	19,950
パソコンソフト	47,100
菩提山城模型修繕部品代	15,678
スリッパ50足	30,977
計	318,410

3 残高の部

$$\begin{array}{rcl} & \text{(収入)} & \text{(支出)} & & \text{(残高)} \\ 1,684,847 & - & 318,410 & = & 1,366,437 \end{array}$$

上記の通り報告します。

平成26年3月31日

会 計

中川 泰一

高木 茂彦

岩手地区まちづくり協議会 平成25年度監査報告

平成25年度岩手地区まちづくり協議会の会計・特別会計の決算について平成26年4月12日に会計監査を実施した結果、会計帳簿、証拠書類とも適正に処理されていました。

監 事

監 事

第3号議案 平成26年度事業計画(案)

はじめに

私たち岩手まち協は、「岩手地区まちづくり基本構想」に基づき、二年目の活動に入ります。

初年度の活動は、公民館事業を継承することを重視し、その上で、まち協に移行する意義も活動に反映することを目指しました。

そのため「総会を通じて、まち協が何をしようとしているかを多くの人に知ってもらおう」「活動の核となる専門部活動の充実」そして「岩手の歴史と文化を次代に引き継ぐ活動」の三つの柱を掲げました。

しかしながら、意気込みとは裏腹に不十分な結果であったと言わざるを得ません。公民館活動の継承が精一杯であり、まち協らしさを体現することはできませんでした。

そうした中で、大きく改善されたものがあります。公民館施設の整備です。

公民館長の指導の下、懸案であった図書室の開放、ロビーの整備、菁莪記念館の整備など、地域の皆さんが集うことができる環境に近づけることが出来ました。これからは、これらの利用拡大が課題となります。

今年度は、初年度の反省を踏まえ、公民館活動の柱である生涯学習活動についても、岩手まち協らしさを追求すると共に、地域ふれあい事業における専門部の企画立案機能の強化を図ります。

また、岩手地区の特性である過疎化、超少子高齢化の現状を踏まえて、めぐりあい（婚活）事業を展開すると共に、住民意識の把握に努め、住民ニーズに合致した活動を模索します。

岩手地区の歴史と文化を次代に引き継ぐ活動は、地域の皆さんが岩手地区を誇ることができるものとなります。竹中半兵衛公に関わる櫓門や菩提山城址の維持管理は当然のこと、岩手地区の各集落に伝わる歴史を学ぶと共に、伝統芸能や文化財、天然記念物の維持管理など、まち協として積極的に取り組んでいきます。

全ての事業を、まち協が中心となって展開します

現在、岩手地区には社会教育（生涯学習）、福祉活動に取り組む組織として「まち協」「公民館（体育推進員、青少年育成協力推進員）」「青少年健全育成地区民会議」「社会福祉協議会（ささえあい連絡会）」の4つの組織がありますが、私たちは、全ての組織をまち協に包含して活動を展開することを確認しています。

体育推進員や青少年育成協力推進員は、体育部やこども育成部の主要メンバーとして活動展開を図ります。

青少年健全育成地区民会議の主要事業である「地域こども教室(菁莪塾)」は、こども育成部が担当し、「青少年育成地域づくり推進事業」は、こども育成部、安心・安全部、環境整備部が協力して担当することとします。

ささえあい連絡会の機能は健康福祉部が担当し、より幅広い活動展開を目指します。

平成26年度の主要事業

本年度の主要事業は次の通りとし、地域の皆さんに行事やクラブ活動への参加を幅広く呼び掛ける宣伝活動も積極的に行っていきます。

〈主要事業の行事日程は別紙を参照〉

1. 生涯学習事業

(1) 一般教養講座

- ① 岩手の歴史と文化を知る
(岩手、大石、伊吹の歴史・史跡と文化を学ぶ)
- ② 料理教室
- ③ 園芸教室
- ④ しめ縄づくり教室

(2) スポーツ講座

- ① ショートテニス教室
- ② グランドゴルフ教室

(3) 地域こども教室 (菁莪塾)

2. 地域ふれあい事業

(1) 岩手地区めぐりあい事業

人口増加をめざして、婚活活動(合同お見合い会等)を推進する。

(2) スポーツ・レクリエーション事業

- ① 史跡巡りウォーキング
- ② ペタンク、グランドゴルフ、ドッジビーなどの軽スポーツ大会

(3) ラジオ体操大会

(4) 夏祭り(従来通り盆踊りを中心)

(5) 岩手地区運動会(従来通り小学校運動会と町民運動会を共催する)

(6) 芸術文化祭(従来通り小学校と共催する)

(7) 史跡探訪(竹中半兵衛重治公顕彰会との共催事業)

(8) 生き生きふれあいサロン

(9) 青少年育成地域づくり推進事業

(10) クラブ(サークル)活動

将来課題として、クラブの認定基準(参加人数など)を確立する必要性が考えられますが、昨年度に引き続き現在の公民館のクラブをすべて認定することとします。

現状は、文科系クラブが15団体、スポーツ系クラブが1団体です。

3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

(1) 文化財等整備事業

櫓門周辺、逆さ杉、菩提山城址、菩提山・逆さ杉ハイキングコースなどの整備事業。

(2) 広報活動

① まち協だよりの発行

月刊として発行し、活動報告やトピックスの紹介、講座への参加呼びかけ、クラブ紹介・参加呼びかけなど、まち協の広報宣伝活動の核とします。

② 岩手地区の紹介DVD作成に向けて、役員会を中心に検討を進めます。

③ インターネット上にホームページの立ち上げを目指し、事務局を中心に検討を進めます。

(3) まちづくりの住民意識調査の実施

岩手地区の住民に対して、岩手地区の課題等について意識調査を実施し検討をする。(岩手地区の活性化・高齢化や人口減少等について)

4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

役員会、運営委員会、専門部会などの諸会議を適切に配置して、前項までの事業展開がスムーズに進められるよう努めます。

また、公民館が集いの場となるよう図書室、ロビーの整備を継続して行っていきます。

平成26年度・岩手まち協主要行事予定

実施予定日	曜	行事名	内容、参加者、関連会議など
毎月		役員会月1回	
4月20日	(日)	26年度総会	まち協構成団体
5月			
6月8日	(日)	春のスポーツ大会	住民 史跡巡りウォーキング(体育部)
6月14日	(土)	菁莪塾	ほたる観察
7月5日	(土)	菁莪塾	星空観察
7月6日	(日)	文化財整備事業	菩提山、逆さ杉、陣屋跡(まち協構成団体) 各保存会との合同事業(環境整備部)
		運営委員会	ラジオ体操大会、夏祭りについて (こども育成部、芸術文化部)
7月20日	(日)	ラジオ体操大会	住民 (こども育成部)
7月26日	(土)	菁莪塾	自然観察
8月2日	(土)	菁莪塾	鮎つかみ
8月14日	(木)	夏祭り	住民 (まち協構成団体)
8月17日	(日)	文化財整備事業	菩提山、逆さ杉、陣屋跡(まち協構成団体) 各保存会との合同事業(環境整備部)
		運営委員会	町民運動会について(体育部)
8月24日	(日)	史跡探訪	竹中半兵衛公顕彰会との合同事業
9月27日	(土)	運動会	住民 (まち協構成団体)
10月11日	(土)	菁莪塾	料理教室
10月13日	(月)	運営委員会	芸術文化祭について(芸術文化部)
10月19日	(日)	秋のスポーツ大会	住民 球技大会(体育部)
11月16日	(日)	芸術文化祭	住民 (まち協構成団体)
11月22日	(土)	菁莪塾	木工工作
12月13日	(土)	菁莪塾	料理教室
12月14日	(日)	運営委員会	青少年健全育成地区民大会について(こども育成部)
1月17日	(土)	菁莪塾	そば打ち
2月1日	(日)	青少年健全育成地区民大会	住民 (まち協構成団体)
2月8日	(日)	拡大役員会	役員・専門部長・関係者
3月1日	(日)	運営委員会	26年度の反省

- ・役員会を月1回行う。(原則毎月第4水曜日)
- ・一般教養講座、スポーツ講座、地域子ども教室(菁莪塾)等を計画推進していく。
- ・まち協では、各専門部が中心となって計画立案実行する。実行に当たっては運営委員が協力する。
- ・青少年健全育成地区民会議の活動を進める。

専門部の構成

<ul style="list-style-type: none"> ・自治会は1年毎に1自治会が下段の専門部へ移動するローテーションを行う。 ・中学校、小学校、保育園は、教職員+PTA(保護者会)の2名とする。 ・二つ以上の専門部を担当する組織(アンダーライン)は、代表者以外の者を派遣することができる。 ・まち協役員と部長は兼務できる。 	
安心・安全部	東大石自治会、漆原自治会、消防団、中学校(PTA)、小学校(PTA)、老人クラブ、交通安全協会
健康福祉部	西大石自治会、宮之前自治会、福祉推進員会、民生児童委員、保育園(保護者会)、 <u>老人クラブ</u>
こども育成部	菩提田町自治会、谷自治会、 <u>民生児童委員</u> 、 <u>中学校(PTA)</u> 、 <u>小学校(PTA)</u> 、青少年育成協力推進員、こども会育成会
芸術・文化部	伊吹自治会、南長畑自治会、川原自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表、商工会
体育部	下町自治会、長畑自治会、体育推進員、スポーツ推進委員、スポーツ少年団、スポーツ系クラブ代表
環境整備部	南漆原自治会、五明自治会、農地・水・環境保全組合、 <u>青少年育成協力推進員</u> 、 <u>商工会</u> 、 <u>消防団</u> 、 <u>歴史と文化を守る会</u>

第4号議案 平成26年度予算(案)

自：平成26年4月 1日

至：平成27年3月31日

一般会計

収入の部

項 目	金 額	適 用
繰越金	408,363	
垂井町交付金	1,700,000	
助成金	340,000	連合自治会からの助成金
雑収入	637	預金利息等
合 計	2,449,000	

支出の部

項 目	金 額	適 用
人件費	500,000	役員手当、報償費
事業費	980,000	夏祭り、運動会、文化祭、ｽｯ大会、各講座等
文化財整備費	95,000	文化財整備（櫓門周辺・菩提山城・逆さ杉・菁莪記念館等）
広報活動費	94,000	まち協だより、意識調査等
会議費	120,000	総会、役員会、専門部会等のお茶、等
事務局費	320,000	消耗品費、備品費、通信費等
保険料	160,000	傷害保険料
予備費	180,000	
合 計	2,449,000	
費用項目間の流用は役員会の承認を得て行うことができるものとします		

人件費について

垂井町のまち協交付金170万円の交付に当たり、まち協役員等の人件費(報償費)として50万円を充当することが義務付けられています。

岩手まち協の人件費(年間手当)

会長1名 22万5千円 副会長4名 各1万5千円 会計1名 1万円
 事務局長1名 3万5千円 事務局次長2名 各2万円
 監事2名 各1万 運営委員など報償費 11万円

まちづくり基本構想

まちづくり協議会設立の意義

まちづくり協議会は、住民と行政（垂井町）との協働のもと、住民の参加と役割分担によって、責任ある主体的なまちづくり活動を推進することにより「豊かで住みよく、安心して暮らせる」地域を形成することを目的としています。

しかしながら、その実態は、国や自治体の財政が厳しい中で、従来であれば行政に要望したり苦情を言ったりする中で解決してきたものを、住民にできることは自らの手で解決を図らなければならないというものです。

行政の住民に対する押し付けと言うこともできますが、私たちは、視点を変えて「行政にできない、まちづくりをやってやろう」「自分たちの町を、どこよりも良い町にしよう」と言う気概を持って取り組む必要があります。

そのことこそが、岩手地区に住む住民として、意義ある活動に繋がり、自らをも納得できる行動を起こすことができるのではないのでしょうか。「行政が目を見張る」そんなまちづくりを行いたいものです。

まちづくりの目標と将来像

私たちのまち「岩手地区」は、先人たちの労苦により受け継がれてきた美しい自然と、竹中半兵衛公や伊富岐神社の神楽、集落ごとの祭囃子、大石の花火と誇りが持てる歴史・地域文化があります。里山や岩手地区を流れる河川などの自然は、私たちに無限の恵みを与え続けてくれました。

このような自然や歴史・地域文化の良さを次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの大切な役割です。

私たちが取り組む、まちづくりで一番大切なことは「何を行うか」ではなく「何のために行うか」と言えます。すなわちそれは「このまち、岩手地区に住む人々が、いきいきと楽しく快適に暮らせるために行う」ことではないのでしょうか。

私たちは、次のような「まち」をめざし、岩手地区の良さを次の世代に引き継いでいきます。

「まち」に住む人々の心がふれあい、優しさに包まれた「岩手地区」
「まち」に住む人々の心がひびきあい、いきいきと暮らせる「岩手地区」
そのために、岩手地区の将来像（スローガン）を次のように設定します。

～ 住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区 ～

まちづくりの柱

岩手地区の将来像(住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区)を支える柱を次のように定めます。

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

近年、何のかかわりもないのに犯罪に巻き込まれて傷つけられる、登下校の子供の列に暴走自動車が入り込む、振り込め詐欺にみられるようなお年寄りを狙った犯罪などが、毎日のように報道されています。

また、東日本大震災やゲリラ豪雨による甚大な被害は、記憶に新しいことです。

私たちの町では、幸いにして大きな災害被害は発生していませんが、東海地震がいつ来てもおかしくないと言われているように、災害はいつやってくるか予測できないものです。また、交通事故なども「なぜ」という状況で発生します。

安全・安心は生活の基本です。地域の生活は、地域の皆で守ることができる「まち」が必要です。

2. 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

私たちの「まち」岩手地区は、豊かな自然に恵まれ、隣人を慈しむ人情いっぱいの住民が暮らす「まち」です。しかしながら、人口の流出が続き、少子高齢化が顕著にみられる中で、今一度「隣人を慈しむ人情いっぱい」の心情を高揚させる必要があります。

核家族化が進行するなかでも、誰もが安心して、住み慣れた町で子育てを行い、年老いていくことができる。そのためには、住民同士が支え合い、今日まで培われた経験と知恵を次世代に引き継ぐと共に、高齢者や身障者をサポートすることができる、そんな「まち」が必要です。

3. 次代を担う子供たちを育むまちづくり

少子化が進行するなかで、地域の将来を担い、地域で活躍する子供や青少年を育成することが重要な課題となっています。

子ども達に様々な体験・経験をさせることで、生涯学習の基礎を身につけると共に、自ら考え、自らの力で今後を乗り切る(自分の将来を切り拓く)力をつける。

青少年が、その誇りと責任について自覚をたかめ、健全な青少年団体及びグループ活動を育成する。

このような活動を通して、地域の大人たちが持っている様々な技術や知恵を引き継ぐことが、次代を担う子供や青少年に、ふる里である「岩手地区」に愛着を持つことに繋がり「まち」の活性化に繋がります。

4．歴史と文化が薫る個性あるまちづくり

私たちの「まち」岩手地区は、豊かな自然に包まれて、それぞれの集落に独特な芸能が伝えられると共に、竹中半兵衛公に象徴されるように歴史の薫りがあふれている「まち」です。

このような歴史と文化を次の世代に引き継ぐと共に、今を生きる人間として求められる一般常識・教養を高める場、趣味を楽しむ場を提供することも重要な課題です。

地域の歴史を発掘して発信すると共に、学んだ成果を披露する場も設定して多くの住民がふれあい、絆を深めることが個性ある「まち」に繋がります。

5．誰もがスポーツを楽しむまちづくり

スポーツという言葉は、若者が「より早く、より高く、より強く」を求め、その成果を求める競技スポーツを連想しますが、平均寿命が延びる中で、人間としての一生を心身ともに健康に過ごすために「生涯スポーツ」という捉え方が広がっています。

私たちが取り組むスポーツは、健康で明るい人生を過ごすための「生涯スポーツ」です。老若男女、誰もが楽しめる軽スポーツを普及させることは、地域住民の体力づくり、体力維持に資することに繋がります。

そして、日頃の活動の成果を発揮する場としてスポーツの持つ特性を楽しむ機会を設け、住民相互のふれあいを深め「まち」の絆を強めます。

6．環境にやさしいまちづくり

私たちの「まち」には四季折々の彩りをなす山や田畑があり、きれいな水が流れています。こうした自然は、私たちの大切な生活を支え、ときには、私たちの心を和ませてくれるなど、無限の恵みを与え続けてくれました。

このような素晴らしい郷土を、大好きな「まち」を未来に引き継いでいくために、環境保全・環境改善の取り組みは欠かすことができません。

また、歴史的遺産の環境を整備すると共に、そのことを広く発信して歴史と文化の「まち」の誇りを持ち続けることも、私たちに課せられた命題です。

具体的な活動

具体的な活動は、まちづくりの6つの柱に沿って、専門部とその所管事項を次のように定め、専門部が立案した企画を「岩手まち協」に参加する自治会、各種団体が一丸となって進めます。

6つの柱と専門部

誰もが安心して暮らせるまちづくり・・・安心・安全部

誰もが笑顔で暮らせるまちづくり・・・健康福祉部

次代を担う子供たちを育むまちづくり・・・こども育成部

歴史と文化が薫る個性あるまちづくり・・・芸術・文化部

誰もがスポーツを楽しむまちづくり・・・体育部

環境にやさしいまちづくり・・・環境整備部

各専門部の所管事項、具体的事業（活動目標）は、別記の通りです。
年度毎の活動は年次計画として別途提起します。

岩手地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

(事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、岩手地区公民館（垂井町岩手608-2）に置く。

(構成)

第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する自治会および各種団体（以下「構成団体」と言う）に加入している人をもって構成する。

2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

(目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、岩手地区公民館（以下「公民館」と言う）を「核」とした地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的とする。

(事業)

第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
- (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
- (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
- (4) 公民館との協働事業
- (5) 生涯学習事業
- (6) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員（以下「役員等」と言う）を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 2名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 運営委員 | 会長委嘱人数 |
| (8) 顧問 | 会長委嘱人数 |

- 2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て置かないことができる。

(役員等の選出)

第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。

- 2 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 3 副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。
- 5 運営委員は、役員会が必要と認める構成団体から推薦を受けた者及び岩手地区公民館長（以下「館長」と言う）推薦をから受けた者を、会長が委嘱する。
- 6 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を負う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。
- 6 監事は岩手まち協の監査事務を司る。
- 7 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。
- 8 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

(役員等の任期)

第10条 第7条1項1号から6号の任期は、2年(総会から翌々年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。

2 第7条1項7号から8号の任期は、1年(総会から翌年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めに拘わらず、役員会の議を経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。

4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び構成団体から選出された者、館長から指名された者(以下「代議員」と言う)をもって構成し、毎年1回定期総会を開催する。

但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。

2 構成団体から選出される代議員は、それぞれ2名とする。

2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、その団体の代表者(会長など)とする。

構成団体の代表者が岩手まち協の役員に就任している場合は、代表者の代替代議員を選出・派遣しなければならない。

3 館長が指名する代議員は、体育推進員、青少年育成協力推進員、スポーツ推進委員、まち協が認定したクラブ代表者会議から、それぞれ2名とする。

4 総会の議長は、代議員の中から選出する。

5 総会は、代議員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

6 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算、会計監査報告
- (3) 役員等の選出・承認
- (4) 規約の制定・改廃
- (5) その他、重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会に次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等及び専門部長で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画

及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。

- 3 運営委員会の議長は、会長とする。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。
- 5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

（役員会）

- 第13条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。
- 2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な事項を総会または運営委員会に提起する。
 - 3 役員会の議長は、会長とする。

（専門部会）

- 第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。
- (1) 安心・安全部
 - (2) 健康福祉部
 - (3) こども育成部
 - (4) 芸術・文化部
 - (5) 体育部
 - (6) 環境整備部
- 2 専門部は、役員会が指名する構成団体及び館長が推薦する者により構成する。
 - 3 役員会から指名を受けた構成団体は、1～2名の専門部員を選任し、事務局長へ届け出るものとする。
 - 4 専門部に次の役員を置く。
 - (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 若干名
 - 5 前項の役員は、専門部員の互選により選出する。
 - 6 部長は、部会を主宰する。
 - 7 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 8 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
 - 9 専門部の所管事項は別に定める。

(会計)

第 15 条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

2 岩手まち協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

(事務局)

第 16 条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

(規則・細則・要綱等)

第 17 条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

附則

1 この規約は、岩手まち協の設立総会（平成24年12月2日開催）の承認を得て制定・施行される。

しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、平成25年4月1日以降となることから、設立総会から平成25年度の総会までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。

よって設立総会で選出される役員の任期は、第10条の規定に拘わらず、平成25年度の総会までとする。

そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会で決定された活動に限定して、この規約を適用するものとする。

2 この規約は平成25年4月21日に一部改訂し全面施行する。

以上

岩手は半兵衛の故郷

住む人の、心がほれあう

ひびきあう「まち」岩手地区

皆で、盛り上げよう

